

令和8年第5回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和8年5月22日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第33号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第34号 令和8年度教育予算の補正（第2号）の申出について
- 7 議案第35号 武蔵村山市文化財の指定について
- 8 その他

議案第 3 2 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 8 年 5 月 2 2 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

人事異動に伴い、委員の任免等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解任)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
中尾 満美	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 4 号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 任 命 年 月 日 令和 8 年 4 月 1 日
- 3 任 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
桑子 友美	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 4 号該当)

※敬称略、順不同

(任期の取り止め)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
山本 貴司	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
鈴木 義実	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任期の取り止め)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
田 島 照久	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
関 口 豪	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任期の取り止め)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
石井 勝成	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
小川 義政	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任期の取り止め)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
福本 安廣	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
後藤 奏	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
土橋 紀子	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
野本 千賀子	武蔵村山市中原	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
大嶋 正子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
伊藤 直	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
永井 輝彦	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
土橋 誠	武蔵村山市学園	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
春木 正子	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
野出 正和	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
志村 雅巳	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
田村 秀明	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
東 高央	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
田島 照久	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解任)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
若林 功	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
平瀬 智章	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
内野 正義	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
川和 大純	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(解任)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
小山 直美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
梶原 郷	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
海老名 亜紀	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
佐藤 瑠美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
栗原 美絵	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
中村 鮎美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略

議案第 33 号

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認に
ついて

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理
したので、教育委員会の承認を求めます。

令和8年5月22日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する
必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第
3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 武蔵村山市文化財保護審議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	牛米 努	東久留米市金山町
2	内野 正	武蔵村山市中藤
3	加園 一茂	武蔵村山市三ツ木
4	清水 直	武蔵村山市中央
5	高橋 健樹	武蔵村山市三ツ藤
6	高野 宏峰	日野市程久保
7	多田 仁一	福生市武蔵野台
8	檜崎 由美	立川市上砂町
9	蓮沼 大通	武蔵村山市岸
10	波多野 益代	武蔵村山市本町

※敬称略、順不同

議案第 34 号

令和 8 年度教育予算の補正（第 2 号）の申出について

令和 8 年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和 8 年 5 月 22 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

（提案理由）

令和 8 年度教育予算について、歳入で都補助金、委託金、歳出で教育総務費、小学校費、中学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
16	都支出金		337,929	79,435	417,364
	2	都補助金	333,089	79,135	412,224
		8 教育費都補助金	318,231	79,135	397,366
	3	委託金	4,840	300	5,140
		5 教育費委託金	4,840	300	5,140
	歳 入 合 計		441,734	79,435	521,169

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,450,473	96,156	3,546,629
	1	教育総務費	720,772	4,077	724,849
		2 事務局費	181,050	198	181,248
		3 教育指導費	307,653	3,879	311,532
	2	小学校費	603,928	2,376	606,304
		1 学校管理費	593,539	2,376	595,915
	3	中学校費	361,851	638	362,489
		1 学校管理費	357,524	638	358,162
	6	保健体育費	1,251,211	89,065	1,340,276
		3 総合体育館費	139,881	200	140,081
		4 学校給食費	746,018	△ 18,935	727,083
		5 防災食育センター費	319,699	107,800	427,499
	歳 出 合 計		3,505,274	96,156	3,601,430

3 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	6 保健体育費	施設整備事業費 (学校給食センター解体工事)	308,000

令和８年度教育予算 第２号補正参考資料

１ 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
16	都支出金					337,929	79,435	417,364	
	2	都補助金				333,089	79,135	412,224	
		8	教育費都補助金		合計（１６・２・８）	318,231	79,135	397,366	
			1	教育総務費補助金		112,101	3,212	115,313	
				学校と家庭の連携推進事業補助金	補助事業単価が１校あたり399,000円から486,000円へ変更となったため補正するものである。	3,724	812	4,536	教育指導課 指導係
				笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金	東京都から笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型の実施校である第三小学校及び村山学園小学部に対し、補助額の内定があったことから、新たに補助金を計上するものである。	0	2,400	2,400	教育指導課 指導係
			4	保健体育費補助金		151,473	75,923	227,396	
				公立学校給食費負担軽減事業補助金	東京都単独で実施していた学校給食費に係る補助金について、令和８年４月から国においても補助制度が開始されることに伴い、補正するものである。	151,473	75,923	227,396	学校給食課
	3	委託金				4,840	300	5,140	
		5	教育費委託金		合計（１６・３・５）	4,840	300	5,140	
			1	教育総務費委託金		4,840	300	5,140	
				デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金	第三小学校及び村山学園小学部が実施する令和８年度デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業の開始に伴い、新たに委託金を計上するものである。	0	300	300	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3,450,473	96,156	3,546,629	
	1	教育総務費					720,772	4,077	724,849	
		2	事務局費			合計（9・1・2）	181,050	198	181,248	
			一般事務経費			特定外来生物クビアカツヤカミキリが寄生した樹木に、殺虫剤を注入し被害の早期防除に努める必要があるため補正するものである。対象樹木は全て桜で、第二小、第八小、第五中学校各1本、第十小学校3本の合計6本である。	41,067	198	41,265	教育総務課 教育施設維持係
		3	教育指導費			合計（9・1・3）	307,653	3,879	311,532	
			学校と家庭の連携推進事業経費			補助事業の単価が1,230円から1,350円に変更となったため、増額補正するものである。	5,625	1,179	6,804	教育指導課 指導係
			笑顔と学びの体験活動プロジェクト 子供企画型事業経費			第三小学校及び村山学園小学部で実施する令和8年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型に係る経費を補正するものである。	0	2,400	2,400	教育指導課 指導係
			デジタルを活用したこれからの学び 推進地区事業経費			第三小学校及び村山学園小学部で実施する令和8年度におけるデジタルを活用したこれからの学び推進地区の実施に係る経費を補正するものである。	0	300	300	教育指導課 指導係
	2	小学校費					603,928	2,376	606,304	
		1	学校管理費			合計（9・2・1）	593,539	2,376	595,915	
			第二小学校維持管理経費			令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40%以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（1本）を伐採する必要があることから、補正するものである。	0	253	253	教育総務課 教育施設維持係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課	
			第三小学校維持管理経費		令和6年度及び令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（2本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	506	506	教育総務課 教育施設維持係	
			村山学園第四小学校維持管理経費		令和6年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（1本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	330	330	教育総務課 教育施設維持係	
			大南学園第七小学校維持管理経費		令和6年度及び令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（2本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	506	506	教育総務課 教育施設維持係	
			第八小学校維持管理経費		令和6年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（1本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	198	198	教育総務課 教育施設維持係	
			第十小学校維持管理経費		令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（2本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	583	583	教育総務課 教育施設維持係	
	3 中学校費							361,851	638	362,489	
	1	学校管理費		合計（9・3・1）				357,524	638	358,162	
		第一中学校維持管理経費		令和6年度及び令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（2本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	385	385	教育総務課 教育施設維持係		
		第三中学校維持管理経費		令和7年度に実施した樹木健全度調査の結果、腐朽空洞率が40％以上で倒木や幹折れの危険があると判定された桜の木（1本）を伐採する必要があることから、補正するものである。		0	253	253	教育総務課 教育施設維持係		
	6 保健体育費							1,251,211	89,065	1,340,276	
	3	総合体育館費		合計（9・6・3）				139,881	200	140,081	
		施設整備事業費		総合体育館の上水・中水加圧ポンプ交換工事に伴い、交換対象の機種 の能力判定が必要となったことから、補正するものである。		0	200	200	スポーツ振興課 スポーツ振興係		

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
		4	学校給食費		合計（９・６・４）		746,018	△ 18,935	727,083	
			一般事務経費		児童・生徒数の精査に伴い、減額補正するものである。		302,948	△ 18,935	284,013	学校給食課
		5	防災食育センター費		合計（９・６・５）		319,699	107,800	427,499	
			施設整備事業費		学校給食センター解体工事に係る費用について、令和７年度末に完了した実施設計結果の反映に伴い、増額補正するものである。		200,200	107,800	308,000	学校給食課

3 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	節	金額	繰越使用が必要な理由	所管課
9 教育費	6 保健体育費	施設整備事業費 (工事請負費)	工事請負費	308,000	令和8年10月着工予定の学校給食センター解体工事について、工期が10か月程度と想定され、年度内に工事が完了しないことが確実にあるため、繰越明許費を設定するものである。	学校給食課

議案第 35 号

武蔵村山市文化財の指定について

武蔵村山市文化財の指定について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 8 年 5 月 22 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市文化財に指定する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市指定対象文化財

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 名 称 | 増尾家文書 |
| 2 | 員 数 | 一括 |
| 3 | 指 定 種 別 | 有形文化財（古文書） |
| 4 | 所 在 の 場 所 | 武蔵村山市本町五丁目 2 1 番地の 1
武蔵村山市立歴史民俗資料館 |
| 5 | 所有者等の氏名 | 武蔵村山市（市長 山崎 泰大） |
| 6 | 所有者等の住所 | 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 |
| 7 | 種 類 | 名主家文書 |
| 8 | 品 質 及 び 形 状 | 冊子・状物等 |
| 9 | 数 量 | 4, 2 8 5 点 |
| 10 | 時 代 | 江戸時代から大正時代まで |
| 11 | 指 定 理 由 | 本資料は、江戸時代に三ツ木村の名主を勤めた増尾家に残されていた文書で、その多くは江戸時代の名主及び明治時代の戸長としての職務に関するものである。
本市のみならず、狭山丘陵の近世から近代の村落史を紐解くうえで、歴史的な価値を有する貴重な資料である。 |
| 12 | そ の 他 | 市文化財指定後の指定番号は、2 5 とする。 |

増尾家文書

